

# 秘密指定解除

公文書監理室

元首長

秘

## 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

七政事外外儀官  
務務典房  
次次  
臣官官審審長長  
儀総人電厚計  
書文会在

## 電信写

総番号(TA) 59875 主管  
72年 月 29日 18時 22分 韓国 発着  
72年 11月 29日 19時 16分 本省 着

外務大臣殿 前用大使 臨時代理大使 総領事 代理

## セマウル農漁そん保健施設改善事業（意見具申）

### 第2/52号 略 至急

1、セマウル運動の一かんとして取上げられている農漁そん保健しんりよう施設（以下施設という）の改善事業は、具体的には当国内140のぐんにある現存ぐん立保健所を掂じゆうして農漁そん民の保健ふくし向上を図り住民の生産性を増強することをねらいとしている。韓国側は去る9月の日韓閣僚会議において本件に対し海外経済協力基金による融資を要請越し、わが方は一応予備調査の対象にすることに同意した。

2、然るところ上記基金法第一条には、「…地域の産業の開発または経済の安定に寄与するため、…」との条項がある本件施設を産業開発または経済の安定に寄与する案件と見なし得るかについて政府部内に疑義が出ていた。

3、施設をしんりよう中心のものとするときは、住民のこう生ふくし施設となり、産業開発に寄与するものと考えらるには問題あるべきも、施設は予防としんりよう両方を取扱うものであり、予防対策の面よりその効果を考えるときは

調査長 領移長  
参企析調  
参領旅査移

参地中東  
長 北東西  
米長 参北北保  
中南審 参一二  
欧 参西東洋  
長 西東  
三三

近丁長 参書近ア  
経 次総経国資源  
長 参賢統国  
協 参政技二理  
長系 国技二  
長 参条協規  
国 参政経科  
長 軍社專  
情長 参道内外  
文長 参一二

# 秘密指定解除

公文書監理室

秘

## 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

## 電 信 写

、住民の健康増進を図り労働生産性向上に結びつき、産業開発に直接寄与するものと考えられるのではなからうかと思料する。

4. すなわち、当国の農漁そんにおける予防とは、かん境衛生教育（例えばふんによる処理、家おく構造改善、利水条件、しよく物タンパク源利用による栄養改善等）及びば子保健指導、寄生ちゆう防止（当国々民の50%以上がかいちゆう保有）、結核早期発見、成人病防止（けつ圧、ガン検しん）などが主要対策となるが、特に先ずかん境衛生教育及びば子保健を通じそもそも病人の発生を予防し、また、大事に至らないように手配することは生産力増強を可能とする。また、生活かん境の改善により農漁業産品、特に輸出用漁かい類、野さい等の品質向上及び増産を図り、一方国民総いりよう費（年間約2億ドルと計算されている。）中10%程度を予防対策たじゆうにより削減し、この分を産業に再投資することも可能かと思われている。

5. よつてわが国の施設援助は予防面のみに限ることとし、病気治りように要する機材及びやく品は援助に含めないこととする。この場合援助機材としては外貨ポーション分としてはじゆうん回車、X線機かい、れい蔵こ、消どく機かい、検査用いりよう機器等にしぼることになる。治りよう面の器材は韓国政府の自こ資金により整備することとする

# 秘密指定解除

公文書監理室

秘

## 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

## 電 信 写

。 6、以上のラインにより本件施設に対する基金法の法律上の問題点が解決し得るやとくと御検討いただきたいが、もし上記が解決に役立つのであれば、韓国側も援助要請内容を再検討すると内話しているところ結果何分のぎ御回電ありたい。

(了)